

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

厚生年金 事案 3281

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 31 日から 59 年 6 月 1 日までの期間に係る事業所における資格喪失日は、57 年 10 月 31 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については 30 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 57 年 8 月 31 日から 59 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 1 月 28 日から 63 年 7 月 1 日まで
④ 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで
⑤ 平成 6 年 4 月から同年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間②、③及び④の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も引かれていたので、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間①及び⑤について、標準報酬月額は最高等級であり、それに基づく厚生年金保険料が給与から引かれていたと記憶しているところ、社会保険事務所の記録では、申立期間①の標準報酬月額が 30 万円、申立期間⑤の標準報酬月額が 15 万円と不当に低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の同僚が記載した在籍証明書から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたと推認することができる。

また、申立期間②のうち、昭和 57 年 8 月 31 日から同年 10 月 31 日までの期

間については、社会保険事務所の記録では、申立人は、同年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該事業所は、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨記録されているが、申立人は、同年10月31日に被保険者資格を喪失した旨の記録を、同年11月18日付けで同年8月31日にさかのぼって訂正されており、かつ、当該訂正処理前の記録及び申立人の同僚の供述から判断して、当該期間において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理前の記録である同年10月31日であると認められる。

また、昭和57年8月及び同年9月の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②及び申立期間③のうちの昭和60年2月21日から63年6月30日までの期間については、社会保険事務所に当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立期間②当時、当該事業所で事務職員として勤務していたとする者は、「当時、社長又は役員から、社会保険料の負担が大変なので、社会保険から脱退するという話を聞いた。脱退した後の期間において、従業員の給与から社会保険料は控除していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る昭和57年10月31日及び60年1月28日の被保険者資格の喪失に伴い、事業主から政府管掌健康保険の被保険者証（以下「健康保険証」という。）が社会保険事務所に返納されているとの記録となっている。このことについて、申立人は、健康保険証を事業主に返納した覚えはないと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおり健康保険証が社会保険事務所に返納されずに使用された場合、社会保険庁が、健康保険被保険者として記録されていない申立人に対して、申立期間②の22か月及び申立期間③の42か月という長期間にわたり健康保険の給付を行い続けるとは考え難い。

このほか、事業主が、社会保険事務所に対し、厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出を行いながら、申立人から厚生年金保険料に相当する額を給与から控除していたという関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間④については、同時期に当該事業所に勤務した複数の同僚が、申立人の勤務に関して、長期間不在の期間があったとしている。

また、当該事業所の商業法人登記簿謄本によると、申立人について、平成5年10月1日付けで取締役を解任された旨が同年10月25日に登記された後、

同年 11 月 1 日付けで再度取締役役に就任した旨が 6 年 3 月 15 日に登記されており、申立人が当該事業所の取締役として登記されていなかった期間は、申立期間④におおむね一致する。

さらに、社会保険事務所の記録において、申立期間④には、申立人は、国民年金の第 1 号被保険者となっているが、当該期間はすべて、その妻とともに申請による保険料全額免除期間とされており、当該申請は、平成 6 年 3 月 9 日付けで記録されている。加えて、社会保険事務所の記録によると、5 年 12 月 1 日の被保険者資格の喪失に伴い、事業主から申立人の健康保険証が社会保険事務所に返納されているとの記録となっており、これらの手続は、時系列的にみて不自然な点は認められない。

これらのことから判断して、申立人は、申立期間④当時、当該事業所に実質勤務していなかったと推認される。

申立期間①及び⑤については、申立人の主張する標準報酬月額給与の支給及び当該額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これに加え、上記事務職員は、申立期間①当時、申立人はほかに職業があり、A 社では特定の業務は担当しておらず、出勤も不定期であったと供述している。

また、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間⑤に先立つ平成 5 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失し、その後 6 年 4 月 1 日に再取得している。当該期間（申立期間④）においては、上記のとおり、申立人は、当該事業所に実質勤務していなかったと推認されることも踏まえると、事業主が、申立人の復職時（申立期間⑤）において、その報酬月額を減額したものと認められる。なお、社会保険庁の当該事業所に係るオンライン記録では、被保険者資格を喪失後、再取得している者を複数確認できるところ、これらの者の再取得時の標準報酬月額には、喪失時のそれよりも低い等級で記録されているものがある。

加えて、申立期間⑤に給与から控除されていた保険料額についての申立人の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②のうちの昭和 57 年 10 月 31 日から 59 年 6 月 1 日までの期間、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間①及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月20日から同年10月20日まで
② 昭和28年12月1日から29年3月1日まで
③ 昭和29年3月1日から同年10月21日まで
④ 昭和30年1月10日から同年12月1日まで
⑤ 昭和31年1月10日から同年5月31日まで

申立期間①から⑤までについての厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入していた記録が無いとの回答であった。会社の健康保険に加入していたはずであり、当然厚生年金保険に加入していた。申立期間④については勤務中の写真もあるので、申立期間①から⑤までについて厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、同僚等の供述により、期間は明確ではないが申立人がA株式会社（以下「A」という。）に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人はAに勤務していた期間の記憶があいまいであり、申立人を記憶している同僚の供述も申立人の在職期間についての記憶はあいまいである。また、申立人が記憶する当時の厚生年金保険料額は、社会保険庁に記録されている昭和29年10月の申立人の標準報酬月額から算出した保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、このほか、申立てに係る保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、同僚から名前の挙がったタクシー乗務員7名のうち5名について厚生年金保険の加入記録が無いことから、事業主は、当時一部のタクシー乗務員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、Aに係る被保険者名簿により、昭和28年7月2日から29年10月20日までの間においては、取締役として就任した1名を除き厚生年金保険の資

格を取得した者がいないが、同年10月21日には26名の者が資格を取得していることが確認できる。このことについて、同僚の1名は、それほどの人数の者が同時期に入社した記憶は無いと供述していることから、同社は申立期間においては、上記の1名を除き、タクシー乗務員について厚生年金保険の資格取得の届出を行っていなかったと推認できる。

申立期間②については、CとAとの間に、B株式会社（以下「B」という。）にタクシー乗務員として勤務したとの申立てであるが、申立人は同僚等についての記憶も無く、当時勤務していた同僚等にも申立人を記憶している者がいない。また、同社に勤務していた時期及び期間についての申立人の記憶もあいまいで、その勤務実態を確認することができない。

また、当時のBは入社後に2か月から6か月程度の試用期間があり、同僚等の供述と厚生年金保険の加入記録からその間は厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、申立期間は試用期間として取り扱われていたことが推認できる。

申立期間④については、D株式会社（以下「D」という。）の同僚等の供述及び申立人から提出された当時の写真により、申立人がタクシー乗務員として同社に勤務していたことが認められるが、勤務していた期間についての記憶はあいまいである。

また、申立人が記憶する3名の同僚には厚生年金保険の加入記録が無いほか、当時のDは入社後に2か月から6か月ほどの試用期間があったとの供述があったが、その加入記録から、入社日後厚生年金保険に加入していない期間があることが確認できる。

さらに、Dに係る被保険者名簿より、申立期間を含む昭和29年9月17日から31年5月31日までの間に、厚生年金保険の資格を取得した者はいないが、同年6月1日に14名の者が資格を取得していることから、同社は、申立期間において、随時入社するタクシー乗務員を入社の都度社会保険に加入する手をせず、同年6月1日にまとめて加入させていたことがうかがわれる。

申立期間⑤については、DとEの間の期間に、F株式会社（以下「F」という。）にタクシー乗務員として勤務したとの申立てであるが、申立人は同僚等についての記憶も無く、当時勤務していた同僚等にも申立人を記憶している者がいない。また、Fに勤務していた時期及び期間についての申立人の記憶はあいまいで、その勤務実態を確認することができない。

また、当時のFは入社後2か月から7か月の試用期間があり、同僚等の供述と加入記録から、その間は厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、申立期間は試用期間として取り扱われていたことが推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。